

市からの お知らせ

市の職員を装った詐欺や悪質な訪問販売に注意してください！

(水) 営業課 ☎877-8460

内県内では市の職員を名乗り、「上・下水道料金のお知らせ」を使った水道料金の集金詐欺、浄水器の押し売り、清掃作業やパッキン取り替えに高額な代金を請求するなどのケースが報告されています。

市では、電話や訪問等で口座番号やキャッシュカードの暗証番号を尋ねたり、水道料金、水道メータ交換手数料、水質検査手数料等の集金をしたりはしません。また、業者へ浄水器の販売や幹旋等の委託は行っていません。

詐欺や悪質な訪問販売が疑われる場合は左記の連絡先へお問い合わせください。

●不審に思ったとき

浦添市水道部 ☎877-8460

●契約をして困ったとき

県民生活センター ☎863-9214

●業者の態度が悪質なとき

浦添警察署 ☎875-0110

水道利用加入金にかかる消費税が5%から8%に変わります

(水) 配水課 ☎877-8462

内4月1日から消費税率(消費税及び地方消費税)が現在の5%から8%に引き上げられるに伴い、水道利用加入金に8%を転嫁します。

水道利用加入金とは新たに水道を引く

てだこ市民大学卒業研究発表会

生涯学習振興課 (内線6064)

内2年間の学びを通して各自が選んだテーマについて発表します。互いの学びを共有することで、卒業後のネットワーク拡大と地域活性化を目指します。多くの皆さんのご来場をお待ちしています。

日3月2日(日)午後2時～5時

所てだこホール市民交流室 費無料

申不要

ついの広場さんが移転します

保育課 (内線3628)

内小湾保育所2階にある「ついの広場さん」が4月2日から宮城ヶ原児童センター2階へ移転します。これまで同様、親子で遊べる広場です。どうぞご利用ください。

日毎週月・水・金曜日

所宮城ヶ原児童センター2階 対就学前の乳幼児を持つ親子 費無料(申込み不要)

3月・4月異動時期の「引っ越し等による水道の届出」について

(水) 営業課 ☎877-8476

内引っ越し等による水道の使用開始・使用中止したいときは2～3日前の平日にご連絡ください。

時平日8時30分～午後5時 電話または営業課窓口受付 他受付の際に使用開始日または使用中止日・使用者の氏名・住所・連絡先などを確認します。基本的に立会いは必要ありません。

場合や、水道メーターの口径を大きくする場合にお支払いいただくものです。

日4月1日(火)給水申請受付分から適用

他給水申請に伴う設計審査手数料および工事検査手数料については変更ありません。

平成26年度就学援助事業について

学務課 (内線6515)

内経済的に困りのご家庭でも、お子さまが安心して義務教育を受けられるよう、公立の小中学校へ通う児童生徒の保護者を対象に「就学援助事業」を行っています。詳しくは3月上旬頃に学校を通してお知らせします。各家庭への申請書の配布は行いませんので、必要な方は学校事務室または学務課にてお受け取りください。

援助の内容

認定されると学用品費・給食費・修学旅行費・医療費などの一部が援助されます(生活保護を受けている方は医療費と修学旅行費のみ)。

対次の1～4のいずれかに該当する方

1 生活保護を受けている方

2 生活保護を停止または廃止された方

3 市町村民税が非課税の方

4 生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると思われる方

申新規申請(4月1日から援助開始)

4月7日(月)～30日(水)

追加申請(申請月の翌月から援助開始)

5月1日(木)～12月26日(金)

3月・4月は市民課窓口が大変混み合います
く休日窓口開設のお知らせ

市民課(内線3065)

3月下旬から4月上旬にかけて、転入・転出などの住民異動届の手続のために窓口が大変混み合い、待ち時間が2～3時間になることもあります。4月の第1週目、毎週月曜日・金曜日は、特に混み合いますので、手続を予定されている皆さまには、ご理解とご協力をお願いします。

なお、転出届については、引っ越し

2週間前から手続ができ、郵送での手続もできます。詳細は浦添市ホームページをご覧ください。

また、混雑の緩和と平日来庁できない方のために休日窓口を開設しますので、是非、ご利用ください。

休日窓口

日4月6日(日)

午前8時45分～午前11時30分
午後1時15分～午後4時30分

所市民課窓口(市役所1階)

対①住民票、戸籍、印鑑登録証明書等の証明書交付

②印鑑登録

③住民異動届受付

※住民カードを利用する異動届は受付できません。

他右記手続の中でも申請・届出の内容によつては、対応できないものがあります。住民異動届に伴う福祉サービスなどの申請手続については後日になる場合があります。不明な点がありましたら、事前にお問い合わせください。

児童扶養手当および特別児童扶養手当の制度について

児童家庭課 児童扶養手当担当
(内線3613)

内児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当および特別児童扶養手当を支給します。支給対象者は窓口での申請が必要です。支給には、所得制限などの要件があります。支給要件に該当するかは申請相談時に確認します。詳しくはお問い合わせください。

※児童とは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方、一定程度の障がいのある20歳未満の方

■児童扶養手当

対次の1～5のいずれかに該当する児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくしている父または当該父母以外の者で当該児童を養育する方。

1 父母が婚姻を解消した児童

2 父または母が死亡した児童

3 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童

4 父または母の生死が明らかでない児童

5 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

6 その他(父または母が1年以上遺棄している児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

■特別児童扶養手当

対身体や精神に障がい有する20歳未満の児童を監護する父または母。もしくは父母に代わって養育している方。

引っ越しのごみの出し方について

環境保全課 (内線3212)

内浦添市のごみ収集は、「燃えるごみ」が週2回、「燃えないごみ」が月2回、「資源ごみ」「粗大ごみ」が週1回です。引っ越しなどで臨時的にごみが出る場合も、通常のごみ収集日の収集となりますので、計画的に出すようお願いします。

・燃えるごみ・燃えないごみ

市の指定ごみ袋に入れ、指定収集日に出してください。袋が20袋を越える場合は環境保全課まで連絡をお願いします。

・資源ごみ

紙類(新聞紙、雑誌、ダンボール等)や容器類(ビン、缶、ペットボトル等)は資源ごみです。これらのごみは、燃えるごみ・燃えないごみには混ぜないでください。

・粗大ごみ

粗大ごみは事前に申込みが必要です。粗大ごみ収集日の前日(土日・祝日を除く)の午後4時までに環境保全課へお申込みください。

・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン

これらのごみは家電リサイクル対象商品のため市では収集ができません。まずは購入先に引取りを依頼してください。購入先が不明または廃業等で存在しない場合は、市の許可業者に引取りを依頼するか、指定引取り場所へ自己搬入していただく。